

## 条例の目的

指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害を防止し、生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

(平成31年4月1日施行)

## よくあるご質問

### ？ 飼養等が規制される地域とその規制内容は？

規制の対象地域は、「指定外来動植物」の種ごとに定められており、飼養・栽培・保管又は運搬の行為が規制されます。

### ？ 規制の対象地域での飼養等はどうすればいいの？

県の告示で規制の対象地域における指定外来動植物の「飼養等の方法」を定めています。パンフレット中面をご確認の上、適切な飼養等を行ってください。

### 施設

指定外来動植物が逸走・逸出しないよう「収容施設の基準(適合飼養等施設の基準)」を定めています。要件に適合する施設で飼養等を行ってください。



## 》 外来種は悪者なの？

外来種は、人間の活動によって意図的又は非意図的に自然分布域外に持ち込まれた生物です。被害を受ける在来種同様、生態系や人の生活環境への被害を防止するために防除される侵略的外来種もまた「被害者」です。そのことを理解し、自ら新たな外来種問題の原因者とならないよう十分に気をつけましょう。

## みんなでできること

1. 外来動植物を野外に放出しない。
2. 適切な方法や収容施設で終生飼養する。
3. 外来種防除に関するボランティアに参加する。

## 総合的な外来種対策を推進するために



### 防除のためのマニュアル整備

県では、「指定外来動植物」の指定による取扱い規制のほか、総合的な外来種対策を推進するため、「外来種防除マニュアル」を作成しています。

本マニュアルは、県のホームページに掲載していますので、外来種の駆除等にお役立てください。

マニュアルに関する問合せ

環境林務部自然保護課  
TEL.(099)286-2616

### 参加型の外来種駆除活動の推進



外来種駆除活動の様子

現在、奄美大島、徳之島を始め、多くの地域で行政機関や市民等が連携した多様な主体による「参加型の外来種駆除活動」が行われています。今後、外来種に関する取組がより一層活性化し、かこしまの貴重な生態系が保全されるよう活動にご協力をお願いします。

### 外来種に関する推進員の設置等



研修会の様子

県内における外来種対策をより一層推進するため、情報収集や普及啓発等に協力いただく「外来動植物対策推進員」を各地域に配置し、ボランティアによる遊検活動にご協力をお願いしております。これらの取組のほか、専門的な知見を収集するため、有識者による外来種対策検討委員会を開催しています。



## みんなでできること。



▲野生化したボトス(奄美大島)

鹿児島県

## 「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」

### 主な内容

- 1 **指定外来動植物の指定**  
県内に侵入している外来動植物について、県の基本方針に基づき規制する地域を定め指定外来動植物を指定します。
- 2 **規制 放出等の禁止**  
規制の対象となる地域では、指定外来動植物を放出(種穀・は種を含む)してはいけません。  
※種物の場合、種や茎の断片等からも自己増殖するものがありますので、注意が必要です。
- 3 **規制 指定外来動植物の取扱い**  
指定外来動植物を取扱う(飼養・栽培・保管・運搬)場合は、逸走・逸出しないように適切な施設(適合飼養等施設)に収容しなければなりません。
- 4 **規制 販売に当たっての説明**  
指定外来動植物を販売する場合は、購入者に対して、指定外来動植物であることや、適切な取扱いに関する説明を行わなければなりません。  
⚠ 条例の規定に違反する行為が確認された場合、行為の中止や必要な正措置などの勧告、兵名及び事業者名について公表の対象となる場合があります。

指定外来動植物とは？  
条例では、本来存在しなかった地域に持ち込まれることで、生態系に被害をおよぼすおそれのある種を指定外来動植物として扱います。

### 被害予防のための3原則



## 適切な飼養等の方法

### 哺乳類の場合

- ① 自己の管理地内で、日常的な管理と適切な取扱いが可能な場所で飼養を行ってください。
- ② 指定外来動物の状況の確認、施設の保守点検を定期的に行ってください。
- ③ 指定外来動物が逃走・逃出しないよう施設に施設等を行ってください。
- ④ 終生飼養を行ってください。



### ☑CHECK

#### おり型施設等

- 施設を維持管理する権利を有している。
- 屋外に設置する場合は、土地に固定するなど容易に施設を移動できないものである(室内に常置する場合はこの限りではない)。
- 外部からの衝撃によって容易に破壊しないものである。
- おりの格子(金網)は、抜け出せない大きさである。
- 給排水設備は、逃出できないものである。
- 屋外に設置する場合は、出入口の扉が二重構造である。
- 動物に触れない場所での施設に施設ができる。
- 給排水設備を通じて逃出しない構造である。

### 鳥類、両性類・爬虫類の場合

- ① 自己の管理地内で、日常的な管理と適切な取扱いが可能な場所で飼養を行ってください。
- ② 指定外来動物の状況の確認、施設の保守点検を定期的に行ってください。
- ③ 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養を行ってください。
- ④ 指定外来動物が逃走・逃出しないよう施設に施設等を行ってください。
- ⑤ 終生飼養を行ってください。

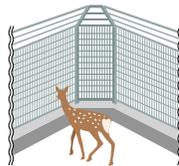
### 魚類、汽水・淡水産魚類の場合

- ① 自己の管理地内で、日常的な管理と適切な取扱いが可能な場所で飼養を行ってください。
- ② 指定外来動物の状況の確認、施設の保守点検を定期的に行ってください。
- ③ 水替えをする際は、卵や稚魚等が流出しないよう、ろ過後に排水を行ってください。
- ④ 終生飼養を行ってください。

### ☑CHECK

#### 擁壁式施設等

- 施設を維持管理する権利を有している。
- 外部からの衝撃によって容易に破壊しないものである。
- 壁面は平らで十分な高さを持っている(網の場合は、返しや電気網等を設置している)。
- 電気網を付帯する際は、停電時に直ちに作動できるよう発電機等がある。
- 網の格子(金網)は、抜け出せない大きさである。
- 給排水設備を通じて逃出しない構造である。
- 外部の出入口の扉が二重構造である。
- 動物に触れない場所での施設に施設ができる。
- 周辺に樹木や構造物がない。



### 昆虫類の場合

- ① 自己の管理地内で、日常的な管理と適切な取扱いが可能な場所で飼養を行ってください。
- ② 指定外来動物の状況の確認、施設の保守点検を定期的に行ってください。
- ③ 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養を行ってください。
- ④ 卵、幼虫等の混入のおそれがある飼養土等を野外に捨ててください。
- ⑤ 終生飼養を行ってください。

### 植物の場合

- ① 自己の管理地内で、日常的な管理と適切な取扱いが可能な場所で飼養を行ってください。
- ② 指定外来動物の状況の確認、施設の保守点検を定期的に行ってください。
- ③ 周辺に自然分布する植物群落と連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養を行ってください。
- ④ 地下室の断片、根茎部等の混入のおそれがある栽培土等を野外に捨ててください。



### ☑CHECK

#### 移動用施設等

- 外部からの衝撃によって容易に破壊しないものである。
- 開口部は、ふたや戸で常時閉じることができる。
- 動物に触れない場所での施設に施設ができる(施設に代わる方法で封印できる場合を含む)。
- 空気孔や給排水孔を通じて逃出しない構造である。
- 閉じられる際、袋等の二次圏いができる。

最後まで  
責任を  
もちましょう!

### ☑CHECK 飼養等をする前にチェック!

- どのくらい大きくなるか(大きくなって飼いきれなくなるか)
- どう猛でないか(大きくなると性質が荒くなる生物ではないか)
- どのくらい生きるのか(人間より長生きする生物ではないか)

## 適切な収容施設(適合飼養等施設)



### ☑CHECK

#### 水槽型施設等

- 施設を維持管理する権利を有している。
- 屋外に設置する場合は、土地に固定するなど容易に施設を移動できないものである(室内に常置する場合はこの限りではない)。
- 外部からの衝撃によって容易に破壊しないものである。
- 開口部は、ふたや戸で常時閉じることができる(魚類の場合、壁面の高さが十分に確保され、室内に常置する場合は、不要)。
- ふたや戸に施設ができる(室内に常置する場合は、施設以外の方法でも可)。
- 空気孔や給排水孔を設ける場合、抜け出せない大きさ又は構造である。

### ☑CHECK

#### 人工池沼型施設等

- 施設を維持管理する権利を有している。
- 十分な強度を有している。
- 第三者が無断で動物に触れることができないよう立ち入り防止のフェンス等を設けている。
- 洪水時等に流出しない構造である(外部排水と往来できない構造である)。



### ☑CHECK

#### 屋内栽培施設

- 施設を維持管理する権利を有している。
- 第三者が無断で出入りできないよう施設等ができる。
- 十分な強度を有している。
- 植物の性質からみて逃出しない構造である。



### ☑CHECK

#### ほ場型施設等

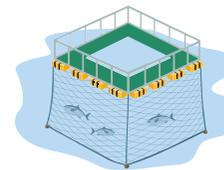
- 施設を維持管理する権利を有している。
- 第三者が自由に近づけないよう立ち入り防止のフェンス等を設けている。
- 植物の性質からみて逃出しない構造である。



### ☑CHECK

#### 網いけす型施設

- 施設を維持管理する権利を有している。
- 十分な強度を有している。
- いけすの網は、抜け出せない大きさである。
- いけすの周囲には、網や網などの二重囲い又は網が縦重に固定されている。
- 洪水時等に流出しない構造である(外部排水と往来できない構造である)。



## 規制対象の動植物と地域

「指定外来動植物」の種類や規制の対象となる地域、適切な取扱い方法については、県のホームページ又は広報用チラシをご確認ください。

また、効果的な防除等に関する「外来種駆除対応マニュアル」を公表していますので、地域における防除の取組に役立ててください。

ホームページへアクセス